

つながる 北区 Next



# 北区民まちづくり提案支援事業

## 募集案内

北区役所では、区民の皆様の自主的なまちづくり活動を、経費・広報面において支援する「北区民まちづくり提案支援事業」を実施しています。

たくさんのご応募をお待ちしていますので、是非、お気軽にご相談ください。

なお、令和3年度までの内容と大きく変更しています。これまでに申請したことがある団体の方につきましては、従前との違いに御留意ください。

### ◇ 募集期間 ◇

令和4年4月11日（月）～5月13日（金）（必着）

事前相談受付：令和4年4月11日（月）～5月11日（水）

北区役所地域力推進室 企画担当

**【つながる 北区 Next】 北区民まちづくり提案支援事業 募集要領**

<b>1 目的</b>	<p>北区基本計画（令和3年度～）に掲げる、まちの将来像（豊かな自然の恵みと伝統ある文化の中で、人々がお互いに支え合い、活力を持っていきいきと暮らすまち）を実現するための13の目標に向け、北区内で実施される自主的・自発的な活動を支援します。</p> <p>この支援が各種取組や団体の活性化につながり、将来的には区内での自立した活動になることを目指します。</p>
<b>2 対象事業及 び対象団体</b>	<p>対象事業：まちの課題解決，まちの魅力向上，まちの活性化につながる取組であり，以下に該当するもの。</p> <p>対象団体：以下に該当する団体。</p>

**対象事業・対象団体**

北区基本計画に掲げる10のライフステージ等ごとの「action1～3」いずれかを実践するまちづくり活動

ライフステージ等	アクション
子ども世代	1 公園などを活用しながら、地域と子どもが関わるができる機会をつくり 2 子どもたちが多世代と共に安心して過ごすことのできる居場所をつくり 3 子どもたちが北区の様々な人、仕事や暮らし、文化に触れる機会をつくり
若者世代	1 若者のアイデアを地域で共有し、実践する機会をつくり 2 若者が安心して過ごすことのできる居場所をつくり 3 北区に住み、働く人の暮らし方や仕事を知る機会をつくり
働き世代	1 これまでに培われてきた多様な経験やスキルをまちづくりや社会貢献につなげる仕組みをつくり 2 楽しく健康であり続けるために、まちでの学びや交流を育む機会をつくり 3 北区に住み、働く人の暮らし方や仕事を知る機会をつくり
高齢世代 1	1 地域活動に関する豊富な知識や経験を次世代に伝える機会をつくり 2 多世代で対話する機会をつくり 3 これまでの経験や地域に根付く歴史・文化を次世代に伝える機会をつくり
高齢世代 2	1 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようサポートを充実 2 地域の身近な場所で、元気に暮らすためのきっかけづくりを行います 3 これまでの経験や地域に根付く歴史・文化の知識等を次の世代に伝える機会をつくり
大学生	1 地域との交流により、大学生にまちへの愛着を感じてもらえる機会をつくり 2 学外で、持続可能なまちを目指した取組に参加できる機会をつくり 3 北区の元気な事業所やいきいきと働いている人のライフスタイルなどを知る機会をつくり
子育てする人	1 子どもを連れて地域活動に参画できる環境をつくり 2 子育てなどの悩みを共有できる機会や、持続可能なまちについて考える機会をつくり 3 自然や歴史・文化資源を楽しく学べる場をつくり
北部山間地に暮らす人	1 地域外の人と関わりながら、改めて地域の良さを実感してもらえる機会をつくり 2 豊かな自然環境を地域の財産として大切に守り育てる取組を進め 3 北部山間地の暮らしの様々な場面を共有し、地域の持続可能性の確保に向けた取組を進め
障害のある人	1 災害時に障害に対応した避難ができるように普段からの備えを充実 2 障害のある人と出会う機会をつくり 3 障害のある人とない人が互いに理解を深めながら、交流できる環境をつくり
外国から来た人	1 北区での滞在や暮らしを快適で豊かにするためのネットワークづくりを進め 2 北区の魅力を感じながら楽しく過ごしてもらえる取組を進め 3 外国から来た人に北区を知ってもらうだけでなく、区民が外国の文化にも触れられる機会をつくり

対象事業 対象団体 下記のいずれかの団体

- ① 区民（北区に通勤・通学等をしている方を含む）を中心に構成される団体
- ② 学生を中心に構成されるグループ

<p>※注意事項</p>	<p>◆<b>対象期間及び活動エリア</b>  <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、北区内で実施されるもの</u>とします。</p> <p>◆<b>応募回数の上限について</b>  同一又は極めて類似した事業に対する補助は、3回を上限とします。ただし、事業は3箇年連続して実施するものとします。同一又は極めて類似する事業かどうかについては、実施主体（団体の構成員）、事業目的、実施場所などを総合的に判断します。</p> <p>◆<b>次期北区基本計画について</b>  北区役所で配布しているほか、以下のURL（北区役所ホームページ）にも掲載していますので、ぜひ御覧ください。  URL：<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kita/page/0000288345.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kita/page/0000288345.html</a></p>
<p>※補助対象外事業及び団体</p>	<p><b>【以下のような事業は対象とはなりません】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 営利、政治、選挙、宗教を目的としたもの</li> <li>• 調査・学術研究を主たる目的としたもの</li> <li>• 地域で既に恒例となっている事業（学区まつり、学区民体育祭など）</li> <li>• 申請日の前に完了している事業</li> <li>• 物品の購入のみを行うもの</li> <li>• 個人の能力開発や技術の習得に係るような事業</li> </ul> <hr/> <p>法人格の有無は問いません。グループ・団体が対象です（個人応募不可）。</p> <p><b>【以下のような団体は対象となりません。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政治、選挙、宗教等に関する活動を主な目的とする団体</li> <li>• 暴力団員等を含む団体</li> <li>• 営利を主な目的とする団体</li> </ul>

【補助額，補助対象経費】

3  
補助額

原則として，以下による額です。

補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）
補助対象経費の50% ＋学生による無償労務提供相当額（5万円以内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30万円（<u>3年目のみ25万円</u>）</li> <li>・ 補助対象経費 × 0.5（＋ 学生による無償労務提供相当額）</li> <li>・ 補助対象経費</li> <li>・ 総経費（補助対象外経費を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 他の補助金等の収入</li> <li>－ 参加費等収入</li> </ul> </li> </ul>

\* 国，地方公共団体，独立行政法人等が交付する補助金の併用も可能ですので，その場合は，収支予算書に記載してください。ただし，併用先の補助金が「他の補助金との併用不可」としている場合がありますので，御確認ください。また，他の補助金と併用される場合，区役所から補助金の併用先の団体に連絡させていただく場合があります。

<p>4 補助対象となる経費</p>	<p>当該事業の実施に必要な経費で、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</u>に支出されるものが対象となります。</p> <p>他の補助金や参加費収入など、本補助金以外の収入がある場合は、補助対象の経費か否かに関わらず、事業に関する費用は全て、領収書等、支払ったことの証明書類が必要です（ただし、公共交通機関を利用する場合等を除く）。</p> <p>（経費の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等への謝礼金（専門性を有している場合に限る）</li> <li>・材料費、事務用品等の消耗品、チラシ・パンフレット・資料印刷代</li> <li>・チラシ・パンフレット・資料の発送料</li> <li>・イベント保険の保険料、会場使用料や機材のレンタル費用</li> <li>・マイクロバスレンタル代（公共交通機関の利用が困難な場合）</li> <li>・ガソリン代（中川学区・小野郷学区・雲ヶ畑学区で行う事業に限る）</li> </ul> <p>※ガソリン代は、北区役所から中川出張所・小野郷出張所及び雲ヶ畑出張所まで、又は各出張所間が対象。その距離、燃費、ガソリン単価は区役所で設定します。そのため、実績報告の際に、利用日、利用者、利用内容、行先等を報告してください（領収書不要）。</p> <p style="margin-left: 40px;">&lt;燃 費：22.0km/リットル (令和元年度販売ガソリン乗用車のJC08モード燃費平均値 国土交通省公表) &gt;</p> <p style="margin-left: 40px;">&lt;ガソリン単価：158円 (令和3年年間平均 経済産業省 資源エネルギー庁公表) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフの交通費</li> </ul> <p>※公共交通機関の利用については補助金の対象となりますので、実績報告の際に、利用日、利用者名、利用区間及び料金内訳を報告してください。</p>
	<p>※ 既存事業を充実させる場合は、充実した部分に係る経費のみを対象とします。</p> <p>※ 飲食代のうち、料理教室等事業の実施に必要な食材費は補助対象となりますが、会議等での茶菓代については対象外です。</p>
<p>経費に係る その他注意 事項</p>	<p>補助金の支払いは事業完了後ですが、やむを得ない場合は決定した補助額の50%を上限に事前にお支払いできます（別途申請書が必要）。</p>

<p>5 学生による 無償労務提 供</p>	<p>学生による無償ボランティアがあった場合は、5万円を上限として1時間あたり500円で計算した額を自己負担額から差し引くことができます。</p> <p>※ 当該額は、自己負担額を補填するためのものであり、人件費ではありません。</p> <p>また、支出においては、交付予定額を上回らない範囲に限ります。</p> <p>※ 活動時間数に1時間未満の端数があるときには切り捨てます。</p> <p>※ 学生には高校生以下の方は含みません。</p> <p>※ 事業終了後、学生の氏名や活動時間等を報告いただく必要があります。</p>
<p>6 補助額の 決定</p>	<p>申請いただいた後、申請書に記載されている経費や収入見込みの内容を詳しく確認し、審査を行います。審査の過程で補助対象経費として認められた経費を、「3補助額」の表により計算して、最終的な補助予定額を決定します。</p> <p>事業終了後に、実績報告や領収書を提出いただき、実際にかかった経費や収入額を確認し、改めて③補助額の表により補助額を計算し、計算結果と補助予定額のいずれか低い方が、実際の補助金の額となります。</p> <p>※ 審査基準を満たした事業であっても、予算上の制約により、不交付の決定を行う場合があります。</p> <p>※ 補助金の交付を決定した事業において、条件を付す場合があります。この条件に従わず事業を実施した場合、補助金の交付決定の取り消し、交付予定額の変更、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じる場合がありますので、条件は遵守してください。やむを得ず、条件を満たすことができないなどの場合は、お問い合わせください。</p>
<p>【区役所による活動のサポート】</p>	
<p>7 補助金が交 付された事 業への活動 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北区役所会議室の使用及び区役所庁舎内での活動内容の展示</li> <li>• 市民しんぶん北区版及び北区役所ホームページへの活動状況の掲載</li> <li>• ラジオミックス京都の「いきいき北区情報コーナー」の枠を用いたイベント等のお知らせ</li> <li>• 北区役所内でのチラシ等の配架</li> <li>• 活動に役立つような情報の提供</li> <li>• 京都市後援名義の使用</li> </ul> <p>(いずれも、利用にはそれぞれの条件等があります。締切が早いものもありますので、採択後に御相談ください。)</p>

【申請書の応募方法】	
<p>8 応募方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、北区役所地域力推進室まで持参、郵送又はメールにて提出してください。</li> <li>・申請書類は、北区役所のホームページからもダウンロードできます。 (北区役所HP <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kita/">http://www.city.kyoto.lg.jp/kita/</a> )</li> </ul> <p><u>応募前に必ず事前相談(可能な限り御予約のうえ来庁ください)をお願いします。</u></p>
<p>9 応募書類</p>	<p><b>すべての応募団体において、提出が必要な書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金交付申請書(第1号様式)</li> <li>(2) 事業計画書(第2号様式)</li> <li>(3) 収支予算書(第3号様式)</li> <li>(4) 団体の規約や構成員名簿などの団体の概要が分かる書類</li> <li>(5) 無償労務提供相当額計算書(第4号様式) ※必要に応じて</li> </ul> <p>※ 提出後に、内容について確認させていただくことがあります。 また、再提出をお願いする場合がありますので、御了承ください。</p>
<p>10 応募書類の 提出先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持参の場合 北区役所3階地域力推進室(北区紫野東御所田町33-1) (受付時間 午前8:30~午後5:00)</li> <li>・郵送の場合 〒603-8511 (住所記入不要) 北区役所地域力推進室企画担当 宛</li> <li>・メールの場合 <a href="mailto:kita-ku@city.kyoto.lg.jp">kita-ku@city.kyoto.lg.jp</a> (送信メールの件名を「まちづくり提案支援事業申請書の送付」としてください)</li> </ul>

【審査】	
1 1 審査方法	<p><b>審査会におけるプレゼンテーション実施</b></p> <p>対象：すべての申請団体</p> <p>内容：提出していただいた申請書類をもとに、事業の説明や審査委員からの質疑にお答えいただきます。</p> <p>※ やむを得ず、プレゼンテーションを欠席される場合は、書類審査とさせていただきますが、審査において不利になる場合がありますので、可能な限り、御出席ください。</p> <p>※ プレゼンテーションの時間は厳守いただきます。時間オーバーの場合は、強制的に終了いただくこともありますので、御了承ください。 (プレゼンテーションの持ち時間は、追って連絡いたします。)</p> <p>※ 申請状況によっては、一部書類審査となる場合があります。</p> <p><b>審査委員による書類審査</b></p> <p>対象：審査会に出席できない又は当日欠席された申請団体</p> <p>内容：提出していただいた申請書類を基に審査します。当日の出席は不要です。</p>
1 2 審査項目	<p>以下の5つを基準に評価します。</p> <p>(1)将来性・発展性（例：次年度以降も継続して実施することができる団体か 等）</p> <p>(2)公共性（例：個人や団体の利益ではなく、地域へ利益をもたらす内容か 等）</p> <p>(3)計画性・効果（例：目的達成のための適切な計画が立てられているか 等）</p> <p>(4)主体性（例：他団体に委ねることなく、企画・活動が主体的か 等）</p> <p>(5)経費の妥当性（例：期待される効果に対して、予算は妥当な額か 等）</p> <p>※ <u>但し、3年目の事業については、4年目以降の自立を目指していただきたいという観点から、特に「将来性・発展性」「経費の妥当性」を重点的に審査します。</u></p> <p>※ いずれも、審査員からの事業内容や事業手法への提案やアドバイスがある場合は、取り入れて事業を更に向上してください。</p>



## 【今後のスケジュール】

13

申請後の  
流れ

～5月13日（金） 申請書の提出



6月中旬 審査会 ※申請団体には、追って連絡いたします



7月上旬 交付決定（又は不交付決定）の通知送付



・交付決定の通知（又は不交付決定の通知）を団体の代表者にお送りします。

7月中旬（予定） 認定式




事業の実施

- ・ 令和5年3月末までに事業を完了してください。
- ・ 事業の実施に当たり、申請書等に記載していた事項が変更になる場合は、変更の申請をしていただき、事前に承認を受ける必要がありますので、あらかじめ御連絡ください。
- ・ なお、当該事業による北区のまちづくりへの効果が低下するような変更は、原則として認められません。また、交付予定額を上回る変更は認められません。



令和5年3月末までに事業終了，完了報告

- ・ 必ず、事業完了後すぐに御連絡下さい。完了報告に使用する書類をお送りしますので、速やかに、領収書、写真等を添えて報告書、決算書等を提出してください（事業完了後1箇月以内、あるいは、令和5年4月7日（金）のいずれか早い日までに提出してください。）。
- ・ 提出された実績報告書等を審査し、実際に掛かった経費や収入額を基に改めて計算した補助額をお知らせし、お支払いします。
- ・ お支払いは、団体口座への振り込み又は区役所にて現金でお支払いします。

<p>14 その他注意事項</p>	<p>(1) 提出された書類に虚偽等がある場合、補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。</p> <p>(2) 報告書など、事業に関連する書類は、令和10年3月末日まで（5年間）保管してください。必要に応じて区役所等から提出等を求めることがあります。公的な書類であると考えていただき、適正な管理に努めてください。</p> <p>(3) 事業完了後に、活動報告会を開催し、事業内容等を発表していただく予定です。</p> <p>(4) 補助金の交付を受ける活動の広報用媒体（ビラ、ホームページなど）には、 [つながる 北区 Next] 北区民まちづくり提案支援事業のロゴマーク  を表示してください。</p> <p>(5) 補助金が交付された事業について、次年度以降も補助を申請される場合は、その年度の募集期間に再度申請していただく必要があります。</p> <p>(6) 事業の実施に当たり、食品衛生法、旅行業法等、その他関係法令を順守してください。</p>
-----------------------	---



[問合せ、事前相談先]

**北区役所地域力推進室企画担当**

住 所 北区紫野東御所田町33-1

電話番号 432-1199

F A X 432-0388

メー ル [kita-ku@city.kyoto.lg.jp](mailto:kita-ku@city.kyoto.lg.jp)

(受付時間 午前8:30~午後5:00 (土日祝を除く))